

平成 29 年度水道法第 39 条第 1 項の規定に基づく立入検査結果

<p>水道法第19条第1項の規定により、水道の管理における技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を一人置かなければならないが、貴水道事業では、水道法施行令第6条に規定する資格を有した職員が水道技術管理者の業務を担っていることを確認したものの、水道技術管理者としての任命がなされていないため、<b>任命を行うこと。</b></p>	<p>島田市水道事業</p>
<p>布設工事監督者について、工事監督が適正に実施しうるよう監督者及びその補助者の組織を整備するとともに、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすることとされているが、貴水道事業では、監督業務の内容が定められていなかったため、布設工事監督者の<b>監督業務の内容を定めること。</b></p>	<p>島田市水道事業</p>
<p>現在予備水源として認可を受けている南1号水原について、常時取水しているとのことであるが、今後も定期的に取り水、供給するのであれば、水道法第10条の規定に基づく事業認可の変更要件を確認の上、<b>今後の対応について、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課技術係に協議すること。</b></p>	<p>島田市水道事業</p>
<p>水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業では、平成25年5月に代表者が交代した際に、届出を行っていなかったため、<b>速やかに届け出るとともに、今後、記載事項に変更が生じたときは、適切に届け出ること。</b></p>	<p>島田市水道事業</p>
<p>水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用し給水を開始しようとする場合には、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令で定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業では、稲荷浄水場の耐震補強工事を実施し、給水を開始する前に届出を行っていなかったため、早急に届出を行うとともに、今後、対象施設の給水を開始しようとするときは、<b>適切に届出を行うこと。</b></p>	<p>島田市水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、最大注入率における消毒用次亜塩素酸ナトリウムから付加される各評価項目の濃度等を確定し、購入時にこれらを踏まえた仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、貴水道事業では、これらの対応がなされていないため、次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合等の確認を行うこと。また、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業では、一部の施設において保管温度の管理がなされていないため、<b>消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な品質管理を行うこと。</b></p>	<p>島田市水道事業</p>
<p>鉛製給水管について、鉛製給水管の布設替えが完了するまでの間においては、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握に努めるなど、鉛の水質基準の確保に万全を期す必要があるが、貴水道事業では、鉛製給水管についてpH調整や鉛濃度の把握が行われていないので、<b>適切に対応すること。</b></p>	<p>島田市水道事業</p>
<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、石綿管及び軌道下布設管の更新箇所をまとめた一覧表は作成していたものの、石綿管及び軌道下布設管の耐震化計画が策定されていなかったため、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく、応急給水で対応できないような水道施設や重要給水施設への管路は優先的に耐震化を行うとともに、耐震性能が特に低い管種の基幹管路についても、できるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換すること等を考慮した耐震化計画を速やかに策定し、<b>耐震化を推進すること。</b></p>	<p>島田市水道事業</p>
<p>水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業では、稲荷浄水場において日中は門扉が開放されており、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染される可能性があるため、通常は門扉を閉鎖するなど、<b>汚染防止対策を徹底すること。</b></p>	<p>島田市水道事業</p>

<p>水道法施行規則第15条第1項第2号の規定により、定期及び臨時の検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定(配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定することが必要)することとされているが、貴水道事業では、検査に供する水の採水の場所について、配水管の末端等水が停滞しやすい場所であるとの確認ができなかったため、採取場所を適切に選定すること。</p>	<p>島田市水道事業</p>
---	----------------

<p>水道法施行規則第15条第8項第1号の規定により、定期及び臨時の水質検査の委託契約書には同号イからへまでに掲げる事項を含むこととされているが、貴水道事業では、委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかったため、当該事項を含む委託契約書とすること。また、水道法施行規則第15条第8項第6号の規定により、委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、貴水道事業では、水質検査の結果の根拠となる書類等による確認をしていなかったため、水質検査の実施状況の確認を行うこと。</p>	<p>双葉地方水道企業団水道事業、生駒市上水道事業、大崎市水道事業、田辺市上水道事業、島田市水道事業、笠岡市水道事業、豊見城市水道事業、南部水道企業団水道事業</p>
--	---

<p>クリプトスポリジウム等の対策について、水道水中のクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、的確な対策を講じることとされているが、貴水道事業では、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度がレベル4の水源において、原水の指標菌の検査を当該指針に定める適切な頻度で行っていないため、適切な頻度で実施すること。</p>	<p>島田市水道事業</p>
--	----------------

<p>風水害対策について、風水害により、甚大な被害を受けた場合、水道事業体では、応急復旧、応急給水等の諸活動を計画的かつ効率的に実施することが求められるが、貴水道事業では、マニュアルが策定されていないため、マニュアルを策定の上、対策に万全を期されたい。</p>	<p>島田市水道事業、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業</p>
--	--------------------------------

<p>給水の緊急停止時の指揮命令系統について、各種危機管理マニュアル策定においても、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確化することとされているが、貴水道事業では、危機管理マニュアルは概ね策定されているものの、給水の緊急停止時の指揮命令系統が記載されていないため、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確にしておくこと。</p>	<p>土岐市水道事業、島田市水道事業</p>
---	------------------------

<p>水道水源の汚染源の把握について、平常より水源付近及びその後背地域について汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無の把握に努めることとされているが、貴水道事業では、水源付近等の状況を把握していないため、定期的に水源付近の状況把握を行うこと。</p>	<p>島田市水道事業</p>
---	----------------

<p>水安全計画について、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこととされているが、貴水道事業では、平成31年度の策定を予定しているものの、現在、計画の策定に至っていないため、速やかに計画を策定の上、安全な水の供給を確実にするシステムづくりに取り組むこと。</p>	<p>島田市水道事業、尾張旭市水道事業、笠岡市水道事業</p>
--	---------------------------------

<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水道水の安全性、水道事業の実施体制、水道施設の整備に要する費用、給水装置の管理、貯水槽水道の管理、災害等における危機管理について、定期に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していないため、毎年1回以上定期に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>島田市水道事業</p>
--	----------------